

平成28年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

(単位:百万円)

府省名	法務省	外部有識者会合開催予定日			4月25日から5月9日	公開プロセス開催予定日	6月20日
事業番号	事業名	平成27年度 補正後予算額	平成28年度 当初予算額	選定基準	具体的な選定理由	想定される論点	
0016	受刑者就労支援体制等の充実	796	862	オ	本事業は、平成25年度に実施された公開プロセス対象事業であり、その際に受けた指摘に対する改善に取り組んでいるものの、受刑者の高齢化、受刑者の質の悪化及び社会の雇用ニーズの変化等の原因により、訓練計画人員を満たしていない職業訓練種目があることから、より効率的かつ効果的な実施方法について改めて検討が必要。	○刑事施設で実施している職業訓練について、社会情勢や雇用ニーズの変化等を十分把握した上で反映しているか。 ○受刑者の高齢化など、受刑者の現状等に合致した職業訓練が実施されているか。 ○より再犯防止につながる職業訓練を効果的・効率的に実施する方策はないか。	
0021	被収容者生活関連業務の維持	25,892	24,792	イ	刑事施設の被収容者に対する医療費については、拘禁を行う国の責務として国費による負担となっているところ、医療費節減のため、例えば医薬品については、各刑事施設単位で、原則として一般競争入札で後発医薬品等を含めた医薬品を広く選択できるよう、医薬品の商品名ではなく一般名による調達とするなどしているものの、現在、刑事施設に収容されている被収容者の高齢化が進行していること等に伴い、医療費の増加が懸念されることから、同経費の抑制を図る検討が必要。	○近隣地域の刑事施設等で医薬品の共同調達を行い、可能な限りスケールメリットによる競争が働くよう工夫するなど、調達価格を下げる方策はないか。 ○矯正医官の欠員が恒常的となっていることから、欠員補充の方策として各種広報活動を実施しているところ、医療費の抑制や刑務官の負担軽減のためさらに充足を図る方策はないか。 ○ジェネリック医薬品の数量シェア率は高水準であるところ、これをさらに推進又は維持する方策はないか。	

0066	開発途上国に対する法制度整備支援の推進	123	129	オ	<p>当事業は、ASEAN諸国等の開発途上国の要請に応じて、民法等の基本法令の起草支援、法制度の運用支援及び法曹実務家等の人材育成支援などを行うものであるが、事業の手法は、支援対象国のニーズを把握し、現地での法令の整備状況や運用状況等を調査した上で、支援対象国の自主性を尊重しつつ、現地への専門家派遣、日本国内での各種研修や現地セミナーの実施等を中心に行っている。我が国企業の現地での安定した経済活動の基盤となる事業であり、今後も、このような手法により、戦略的に事業の拡大を図っていくことから、より効率的かつ効果的な活用の方策について改めて検討が必要。</p>	<p>○支援するに当たって、支援国のニーズや実情を十分把握できているか。 ○支援するに当たっての成果目標の策定や、支援を実施した後の成果達成検証の方法等について適正に実施されているか。 ○オールジャパンによる支援体制の強化のため、関係省庁・関係団体やドナー機関(国連、世界銀行)、先進国との間での官民連携の充実及びドナー間調整等が効率的・効果的に実施されているか。</p>
0068	官署施設の整備充実	15,718	15,364	ア	<p>本事業は不特定多数の一般来庁者が利用する法務局、検察庁等の法務省の官署施設の整備を行うものであり、これを推進することは、国土強靱化基本計画^{*1}が掲げる「不特定多数が集まる施設の倒壊」等の起きてはならない最悪の事態の回避に合致することはもとより、検察庁等の整備は「世界一安全な国、日本」を実現するための治安の物的基盤の強化^{*2*}という政府方針と合致するものであり、施策の優先度が高いため。</p> <p>また、本事業の対象となる法務局や検察庁を始めとする官署施設は、全国584施設(平成27年4月1日現在)にも及んでおり、事業の規模が大きい。</p> <p>^{*1} H26.4.3閣議決定「国土強靱化基本計画」 ^{*2} H25.12.10閣議決定「『世界一安全な日本』創造戦略」 ^{*3} H27.6.30閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針」</p>	<p>○現在の耐震化率とその向上に向けた今後の取組方針 ○老朽化(長寿命化)対策と今後の整備方針</p>

(注) 事業番号欄には、平成27年度行政事業レビューにおける事業番号を記載している。

行政事業レビュー実施要領（抜粋）

第2部 事業の点検等

2 外部有識者による点検

(2) 外部有識者会合

- ① 各府省は、(1)で選任した外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）」を設置する。また、公開プロセス対象事業の選定に係る外部有識者会合の開催に当たっては、事務局が選定した公開プロセスに参加する外部有識者を加えた上で開催するものとする。

②～⑤（略）

3 公開プロセス（各府省による公開事業点検）の実施

(1) 対象事業の選定

- ① チームは、2の(3)の外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するものから公開プロセス対象事業を選定することとする。

その際、客観性を向上させ、公開点検が望ましいと判断されるものが国民の視点で選定されることが重要であることから、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、チームが幅広い候補事業を外部有識者会合に示し、外部有識者の理解を得て絞り込みを行うこととする。

また、外部有識者への候補事業の提示に当たっては、政策評価書等を活用して、所管事業全体の中で対象事業の位置づけを明示するとともに、事業の問題点を的確にとらえた論点案を具体的に提示するものとする。

ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）

オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

- ② 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。

- ③ 公開プロセス対象事業について、全体として予算規模が少額のものに偏ることのないよう、バランスに配慮した選定を行うものとする。また、公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。ただし、複数の1億円未満の事業を一括りにして、その総額が1億円を超える場合や、1億円を超える事業の数が限られている府省において、公開の場での外部の視点による点検を行うことが有効と判断される事業がある場合は、この限りではない。
- ④ (略)
- ⑤ 公開プロセスに参加する外部有識者は、各府省が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑥ 公開プロセスに参加する外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。
- ⑦ 事務局は、各府省が選定した公開プロセス対象事業のほかに、又はその一部若しくは全部に替えて、上記に照らし、例えば、過去に公開プロセスの対象となった事業や行政改革推進会議において指摘のあった事業など、公開プロセスの対象に追加すべき事業があると判断する場合、各府省に対し、対象事業の追加を求めることができる。